

## 石川県立中央病院における厚生労働科学研究費補助金に係る不正使用防止に関する基本方針

石川県立中央病院（以下「当院」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成 26 年 3 月 31 日付け科発 0331 第 3 号厚生科学課長決定）を遵守し、石川県立中央病院における厚生労働科学研究費補助金（以下「科研費」という。）に係る不正使用防止に関する規程第 4 条第 2 項に規定する不正使用防止に係る基本方針を、下記のとおり定める。

### 記

- 1 当院は、不正使用防止に関する責任体系の明確化を図る。
- 2 当院は、科研費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「使用ルール」という。）を定め、明確かつ統一的に運用するとともに、使用ルールが適切に情報共有され理解される体制の構築に努め、広く病院内外に発信する。
- 3 科研費の執行に関する事務処理上の権限及び決裁手続きについては、関係法令及びこの規程に定めるもののほか、石川県財務規則（昭和三十八年十二月三十一日規則第六十七号）を遵守する。
- 4 当院は、使用ルールに関するコンプライアンス教育の実施、使用ルールの理解度の確認及び誓約書（規程様式 1、2、3）等の徴取、定期的な啓発活動を行うことにより、構成員の意識向上を図る。
- 5 当院は、不正使用を誘発させる要因の把握に努め、不正使用要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
- 6 当院は、適正な予算執行を行うことができるよう、チェック機能が実効的に働くシステムを構築し、科研費の適正な運営・管理を行う。
- 7 当院は、不正使用発生時の早期発見及び不正使用の抑止のためのモニタリング体制を検討・構築するとともに、当院の不正使用防止に関する諸規程や使

用ルールに沿って手続きが行われていることを確認する監査体制を構築し、適切に実施する。

附 則

この基本方針は、令和4年3月9日から施行する。